

インボイス

町は事業者登録するか

2つの会計で登録する



玉川 清史 議員

問 令和5年10月1日から、インボイス制度(適格請求書保存方式)が開始される予定で、事業者登録の受付もすでに始まっている。町発行のインボイスがなければ、町の取引先事業者が仕入税額控除が出来ず、消費税を自己負担するなどの不利益を被る可能性がある。町の取引先事業者が困らないように、町は一般会計と特別会計についてインボイスを発行できる事業者登録をする考えはあるか。

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります!

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です!

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お早目のご準備**をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

総務課長 現在町が交付している請求書は事業所の登録番号(インボイス番号)が記載されておらず、取引先事業所にとって不利益な状況が生じることが想定される。インボイス制度の対象となり得ると想定される当

町の取引としては、一般会計では、町所有の施設の施設使用料、鉄の展示館の入館料等の使用に関わるもの、広報誌への広告掲載料などが、また特別会計では下水道事業特別会計の下水道使用料がある。町では一般会計、下水道特別会計について、事業所の登録申請期限の来年3月31日までに上田税務署に登録する必要があり、税務署の指導のもと、具体的な登録申請手続きを進めていく。

問 横町区では、本年「地域づくり活動支援金」の制度を利用し、「横町区災害等緊急時対応体制の確立と防災・減災意識啓発事業」に取り組んでいる。各地区ではこの制度を活用し、どの様な取り組みが行われているか。住民環境課長 各区が

防災力強化

自主防災会の役割は 地域の防災力の向上



大日向 進也 議員

問 各地区で取り組んでいる防災・減災対策をその他の地区へ紹介し、町全体の防災力強化につなげてはどうか。住民環境課長 各地区で実施している取り組みを他地区にも展開し、共有することは、町全体の防



災害時に備えて「共助」の強化
(横町区自主防災会)

行っている内容としては、独自の避難訓練や応急避難所の整備、防災資機材の整備などを行っている。町としては必要に応じ、講座の開催を含め協力や助言などの支援に努めていく。

問 各地区で取り組んでいる防災・減災対策をその他の地区へ紹介し、町全体の防災力強化につなげてはどうか。

引き続き各地区の取り組みや課題を聞いていく中で地域における「自助」「共助」に向けた取り組みを支援し、町全体の防災力の向上につなげていく。